

# 令和6年第13回富山県教育委員会議事日程（案）

12月27日（金）午後2時15分

県庁4階大会議室

## 1 会議録の承認について

令和6年9月30日開催の令和6年第10回富山県教育委員会会議録の承認について

令和6年10月18日開催の令和6年第11回富山県教育委員会会議録の承認について

令和6年11月12日開催の令和6年第12回富山県教育委員会会議録の承認について

## 2 議決事項

議案第27号 博物館の登録に関する告示の件

生涯学習・文化財室長から説明し、原案のとおり可決した。

## 3 報告事項

(1) 臨時代理について（令和6年11月富山県議会定例会に付議する事案に対する意見に関する件）

教育企画課長から説明した。

(2) 臨時代理について（令和6年11月富山県議会定例会に付議する事案に対する意見に関する件）

教育企画課長から説明した。

(3) 公立小学校の設置及び廃止について

教育みらい室小中学校課長から説明した。

(4) 令和7年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について

教育みらい室県立高校課長から説明した。

(5) 令和6年3月県内中学校・義務教育学校卒業生進路状況調査結果及び令和6年3月県内高等学校卒業生進路状況調査結果について

教育みらい室県立高校改革推進課長から説明した。

(6) 臨時代理について（教育職員の人事異動に関する件）

教職員課長から説明した。

(7) 令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について

保健体育課長から説明した

## 4 今後の教育委員会等の日程について

## 5 議決事項

議案第28号 令和6年度富山県教育委員会表彰（学校給食優良学校等）の件  
保健体育課課長（食育安全担当）から説明し、原案のとおり可決した。

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条7項により、議案第28号は非公開となりました。

議案第27号

博物館の登録に関する告示の件

博物館法第14条の規定により、富山県中央植物園を次のように登録したことを告示するものとする。

令和6年12月27日 提 出

富山県教育委員会

教 育 長 廣 島 伸 一

富山県教育委員会告示第 号

公立博物館の登録について

博物館法（昭和26年法律第 285号）第14条第 1 項の規定により、次の公立博物館を博物館登録原簿に登録した。

令和 6 年 月 日

富山県教育委員会

教 育 長 廣 島 伸 一

登録年月日及び 記号番号	設置者 の名称	博物館の名 称	所在地
令和 6 年12月 2 日 植第37号	富山県	富山県中央 植物園	富山市婦中町上轡田 42 番地

## 博物館について

### ○博物館とは

	博物館法に基づく施設		その他施設
	登録博物館	博物館に相当する施設 (指定施設)	
設置主体	地方公共団体、一般（公益） 社団・財団法人、宗教法人、 地方独立行政法人、民間の法 人など	制限なし	法律上の位 置付けなし
登録要件	館長・学芸員の必置 年間150日以上の開館など	学芸員相当職員の必置 年間100日以上の開館など	
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産税や事業所税などの非課税措置等の税制上の優遇が適用</li> <li>・特別交付税の申請が可能</li> <li>・登録美術品制度に基づく美術品の公開が可能</li> <li>・美術品補償制度の利用が可能</li> <li>・希少野生動物種の個体の譲渡し等が可能 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録美術品制度に基づく美術品の公開が可能</li> <li>・美術品補償制度の利用が可能</li> <li>・希少野生動物種の個体の譲渡し等が可能 等</li> </ul>	

(参考)

#### 博物館法（抜粋）

**(定義) 第二条** この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館を除く。）のうち、次章の規定による登録を受けたものをいう。

#### (第二章) 登録

##### 第十四条

- 1 登録は、都道府県の教育委員会が、次に掲げる事項を博物館登録原簿に記載してするものとする。
  - 一第十二条第一項第一号及び第二号に掲げる事項
  - 二登録の年月日
  
- 2 都道府県の教育委員会は、登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録の申請をした者に通知するとともに、前項各号に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

臨時代理について（報告）

下記のとおり臨時代理したので、教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和34年富山県教育委員会規則第6号）第4条第2項の規定により報告します。

令和6年12月27日 提 出

富山県教育委員会

教育長 廣 島 伸 一

記

令和6年11月富山県議会定例会に付議する事案に対する意見に関する件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により知事から意見聴取のあった令和6年11月富山県議会定例会に付議する事案については、同意するものとする。

以上、教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により臨時代理する。

令和6年11月21日

富山県教育委員会

教育長 廣 島 伸 一

財 第 8 4 号  
令和6年11月19日

富山県教育委員会  
教育長 廣島 伸一 殿

富山県知事 新 田 八 郎



富山県議会に付議する事案に対する意見について

令和6年11月富山県議会定例会に付議する次の事案のうち、教育事務に関する部分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 令和6年度富山県一般会計補正予算（第7号）
- 2 不動産処分に関する件
- 3 富山県立山荘の指定管理者の指定に関する件

## 令和6年度11月補正予算（案）総括表

### 1 一般会計

教育委員会

単位：千円

区 分		既定予算額	補正予算額	計	構 成 比	既定予算に対する伸び率 (事業費ベース)
教育総務費	事業費	3,728,242	1,000	3,729,242	5.0%	0.0%
	給与費	998,698	0	998,698		
	計	4,726,940	1,000	4,727,940		
小学校費	事業費	198,962	0	198,962	32.6%	0.0%
	給与費	30,472,775	0	30,472,775		
	計	30,671,737	0	30,671,737		
中学校費	事業費	188,111	0	188,111	19.6%	0.0%
	給与費	18,221,486	0	18,221,486		
	計	18,409,597	0	18,409,597		
高等学校費	事業費	8,240,660	2,255	8,242,915	29.8%	0.0%
	給与費	19,830,271	0	19,830,271		
	計	28,070,931	2,255	28,073,186		
特別支援 学校費	事業費	1,502,434	0	1,502,434	11.0%	0.0%
	給与費	8,824,153	0	8,824,153		
	計	10,326,587	0	10,326,587		
社会教育費	事業費	656,836	0	656,836	1.3%	0.0%
	給与費	553,579	0	553,579		
	計	1,210,415	0	1,210,415		
保健体育費	事業費	491,416	0	491,416	0.7%	0.0%
	給与費	150,255	0	150,255		
	計	641,671	0	641,671		
合 計	事業費	15,006,661	3,255	15,009,916	100.0%	0.0%
	給与費	79,051,217	0	79,051,217		
	計	94,057,878	3,255	94,061,133		

(参考) 県予算との比較 (11月補正後) 単位：千円

区 分	現計予算額	構成比
県 予 算	632,377,185	100%
教育委員会所管予算	94,061,133	14.9%

## 2 繰越明許費補正

(1) 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
教育費	高等学校費	学校修繕費（全日制）	201,998
	高等学校費	学校修繕費（定時制）	94,704
	高等学校費	高等学校建設事業費	758,753
	高等学校費	運動場等整備費	54,084
	特別支援学校費	特別支援学校建設事業費	317,053
	特別支援学校費	学校修繕費（特別支援）	50,770

## 3 債務負担行為補正

(1) 追加

(単位：千円)

事項	期間	限度額	備考
情報通信技術支援員派遣事業	令和7年度	15,185	
富山県立山荘管理事業	令和7年度から令和11年度まで	9,503	

## 令和6年度11月補正予算(案) 一覧表

### 1 一般会計

(単位:千円)

室課名	事業名	提案 見込額	財源内訳			事業概要
			国支出金	その他	一般財源	
教育 企画課	学校運営費(定時制)	2,255			2,255	高岡市の取組計画の一つである ウイング・ウイング高岡(志貴野 高校入居)のZEB化改修を進めるた め、省エネ診断の費用を負担
教育み らい室	特別支援教育振興費	1,000		寄 1,000		令和6年8月に受け入れた寄付 金を活用した教育環境の整備充実
事業費計		3,255		1,000	2,255	

※注) 寄: 寄付金

議案第 151 号

不動産処分に関する件

旧富山県立水橋高等学校用地を次のとおり処分するものとする。

令和 6 年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 物件の表示 富山市水橋伊勢屋外地内  
学校用地 55,593.91平方メートル
- 2 相手方 富山市
- 3 物件の用途 義務教育学校等公共施設用地
- 4 売却金額 277,969,550円

## 富山県立山荘の指定管理者の指定に関する件

令和6年11月25日

生涯学習・文化財室

地方自治法第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定するもの

### 記

公の施設の名称	富山県立山荘
指定管理者の名称 及び 主たる事務所の所在地	株式会社東洋サービス北陸 富山市千歳町一丁目6番18号
指定の期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

臨時代理について（報告）

下記のとおり臨時代理したので、教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和34年富山県教育委員会規則第6号）第4条第2項の規定により報告します。

令和6年12月27日 提 出

富山県教育委員会

教育長 廣 島 伸 一

記

令和6年11月富山県議会定例会に付議する事案に対する意見に関する件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により知事から意見聴取のあった令和6年11月富山県議会定例会に付議する事案については、同意するものとする。

以上、教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により臨時代理する。

令和6年12月3日

富山県教育委員会

教育長 廣 島 伸 一

財 第 8 7 号  
令和 6 年 11 月 29 日

富山県教育委員会  
教育長 廣島 伸一 殿

富山県知事 新 田 八 朗



富山県議会に付議する事案に対する意見について

令和 6 年 11 月富山県議会定例会に付議する次の事案のうち、教育事務に関する部分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 令和 6 年度富山県一般会計補正予算（第 8 号）
- 2 富山県一般職の職員等の給与に関する条例等一部改正の件

## 令和6年度11月補正予算（追加提案）（案）総括表

### 1 一般会計

教育委員会

単位：千円

区 分	既定予算額	補正予算額	計	構 成 比	既定予算に対する伸び率 (事業費ベース)	
教育総務費	事業費	3,729,242	<b>43,806</b>	3,773,048	5.0%	1.2%
	給与費	998,698	<b>22,075</b>	1,020,773		
	計	4,727,940	<b>65,881</b>	4,793,821		
小学校費	事業費	198,962	<b>0</b>	198,962	32.8%	0.0%
	給与費	30,472,775	<b>884,381</b>	31,357,156		
	計	30,671,737	<b>884,381</b>	31,556,118		
中学校費	事業費	188,111	<b>0</b>	188,111	19.6%	0.0%
	給与費	18,221,486	<b>459,646</b>	18,681,132		
	計	18,409,597	<b>459,646</b>	18,869,243		
高等学校費	事業費	8,242,915	<b>17,994</b>	8,260,909	29.6%	0.2%
	給与費	19,830,271	<b>424,264</b>	20,254,535		
	計	28,073,186	<b>442,258</b>	28,515,444		
特別支援 学校費	事業費	1,502,434	<b>2,451</b>	1,504,885	11.0%	0.2%
	給与費	8,824,153	<b>218,717</b>	9,042,870		
	計	10,326,587	<b>221,168</b>	10,547,755		
社会教育費	事業費	656,836	<b>3,253</b>	660,089	1.3%	0.5%
	給与費	553,579	<b>11,736</b>	565,315		
	計	1,210,415	<b>14,989</b>	1,225,404		
保健体育費	事業費	491,416	<b>2,000</b>	493,416	0.7%	0.4%
	給与費	150,255	<b>2,867</b>	153,122		
	計	641,671	<b>4,867</b>	646,538		
合 計	事業費	15,009,916	<b>69,504</b>	15,079,420	100.0%	0.5%
	給与費	79,051,217	<b>2,023,686</b>	81,074,903		
	計	94,061,133	<b>2,093,190</b>	96,154,323		

(参考) 県予算との比較（11月補正後） 単位：千円

区 分	現計予算額	構成比
県 予 算	666,823,418	100%
教育委員会所管予算	96,154,323	14.4%

令和6年度11月補正予算(追加提案)(案) 一覧表

1 一般会計

(単位:千円)

室課名	事業名	提案 見込額	財源内訳			事業概要	
			国支出金	その他	一般財源		
教育 企画課	学校運営費(全日制)	930	補	930		物価高騰による学校給食及び寄宿舎食への影響に鑑み、保護者の負担を抑えつつ、その質を維持するための支援	
	学校運営費(特別支援)						
保健体 育課	学校給食等管理指導費	2,000	補	2,000			
教育 企画課	総合教育センター運営費	100				100	
	総合教育センター管理費	183				183	
	学校運営費(全日制)	11,197				11,197	
	学校運営費(定時制)						
学校運営費(特別支援)							
高等学校建設事業費	275					275	
教育み らい室	県立学校教育指導研究推進費	164	委	164			
	県立学校教育振興計画推進費	342	補	171		171	
生涯学 習・文 化財室	社会教育振興管理費	272				272	
	埋蔵文化財センター運営費	376				376	
	図書館費	2,605				2,605	
教職員 課	学力向上推進教員等配置事業費	1,750	補	300		1,450	
	少人数教育推進事業費	286	補	72		214	
	学校多忙化解消推進事業費	40,981	補	279	納	2,115	38,587
	高等学校教職員費	8,043					8,043
事業費計		69,504		3,916	2,115	63,473	
給与費	教育総務費	22,075				22,075	
	小学校費	884,381	負	188,336		696,045	
	中学校費	459,646	負	111,010		348,636	
	高等学校費	424,264				424,264	
	特別支援学校費	218,717	負	31,405		187,312	
	社会教育費	11,736				11,736	
	保健体育費	2,867				2,867	
給与費計		2,023,686		330,751		1,692,935	
教育委員会計		2,093,190		334,667	2,115	1,756,408	

※注)補:補助金、負:負担金、委:委託金、納:納付金

富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例案要綱

経営管理部 人事課  
(杉江主事 内線3265)

項目	説明																																																				
1 改正の趣旨	令和6年度の人事委員会勧告等を受け、一般職の給与改定（令和6年度の公民較差の解消等）を行うとともに、一般職との均衡から、特別職についても期末手当の支給月数の改正を行うもの																																																				
2 条例案の内容	<p>第1 改正する条例及び改正内容</p> <p><b>1 富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号）（第1条及び第2条関係）</b></p> <p>(1) 給料表（第1条中別表第1から別表第5まで関係） 人事委員会勧告どおり改定</p> <p>(2) 初任給調整手当（第1条中第8条の2関係） 医師及び歯科医師（第1号及び第2号）に対する支給月額 の限度額引上げ</p> <p>(3) 寒冷地手当（第1条中別表第7関係） 職員の世帯等の区分ごとの支給月額をそれぞれ引上げ</p> <p>(4) 期末手当及び勤勉手当（第1条中第22条及び第23条並びに 第2条中第22条及び第23条関係） 支給月数の引上げ</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> <th>計</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現 行 期末手当</td> <td>1.225月</td> <td>1.225月</td> <td>2.45月</td> <td rowspan="2">4.50月</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>1.025月</td> <td>1.025月</td> <td>2.05月</td> </tr> <tr> <td>令和6年度 期末手当</td> <td>同 上</td> <td><u>1.275月</u></td> <td><u>2.50月</u></td> <td rowspan="2"><u>4.60月</u></td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>(支給済)</td> <td><u>1.075月</u></td> <td><u>2.10月</u></td> </tr> <tr> <td>令和7年度 期末手当</td> <td><u>1.25月</u></td> <td><u>1.25月</u></td> <td><u>2.50月</u></td> <td rowspan="2"><u>4.60月</u></td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td><u>1.05月</u></td> <td><u>1.05月</u></td> <td><u>2.10月</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年富山県条例第2号）及び富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年富山県条例第3号）（第3条から第5条まで関係）</b></p> <p>(1) 給料表 人事委員会勧告どおり改定</p> <p>(2) 期末手当の支給月数の引上げ</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現 行 期末手当</td> <td>1.700月</td> <td>1.700月</td> <td>3.40月</td> </tr> <tr> <td>令和6年度 期末手当</td> <td>同 上</td> <td><u>1.750月</u></td> <td><u>3.45月</u></td> </tr> <tr> <td>令和7年度 期末手当 ※任期付研究員の期末手 当に限る。</td> <td><u>1.725月</u></td> <td><u>1.725月</u></td> <td><u>3.45月</u></td> </tr> </tbody> </table>						6月期	12月期	計	合計	現 行 期末手当	1.225月	1.225月	2.45月	4.50月	勤勉手当	1.025月	1.025月	2.05月	令和6年度 期末手当	同 上	<u>1.275月</u>	<u>2.50月</u>	<u>4.60月</u>	勤勉手当	(支給済)	<u>1.075月</u>	<u>2.10月</u>	令和7年度 期末手当	<u>1.25月</u>	<u>1.25月</u>	<u>2.50月</u>	<u>4.60月</u>	勤勉手当	<u>1.05月</u>	<u>1.05月</u>	<u>2.10月</u>		6月期	12月期	合計	現 行 期末手当	1.700月	1.700月	3.40月	令和6年度 期末手当	同 上	<u>1.750月</u>	<u>3.45月</u>	令和7年度 期末手当 ※任期付研究員の期末手 当に限る。	<u>1.725月</u>	<u>1.725月</u>	<u>3.45月</u>
	6月期	12月期	計	合計																																																	
現 行 期末手当	1.225月	1.225月	2.45月	4.50月																																																	
勤勉手当	1.025月	1.025月	2.05月																																																		
令和6年度 期末手当	同 上	<u>1.275月</u>	<u>2.50月</u>	<u>4.60月</u>																																																	
勤勉手当	(支給済)	<u>1.075月</u>	<u>2.10月</u>																																																		
令和7年度 期末手当	<u>1.25月</u>	<u>1.25月</u>	<u>2.50月</u>	<u>4.60月</u>																																																	
勤勉手当	<u>1.05月</u>	<u>1.05月</u>	<u>2.10月</u>																																																		
	6月期	12月期	合計																																																		
現 行 期末手当	1.700月	1.700月	3.40月																																																		
令和6年度 期末手当	同 上	<u>1.750月</u>	<u>3.45月</u>																																																		
令和7年度 期末手当 ※任期付研究員の期末手 当に限る。	<u>1.725月</u>	<u>1.725月</u>	<u>3.45月</u>																																																		

<p>3  3  富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例 (昭和36年富山県条例第5号)</p> <p>4  4  富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する 条例(昭和35年富山県条例第38号)</p> <p>5  5  富山県監査委員の給与等に関する条例(昭和29年富山県条例 第18号)</p> <p>6  6  富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条 例(昭和26年富山県条例第31号) (第6条及び第7条関係) 期末手当の支給月数の引上げ(一般職との均衡を図るもの)</p>	<p>3  富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例 (昭和36年富山県条例第5号)</p> <p>4  富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する 条例(昭和35年富山県条例第38号)</p> <p>5  富山県監査委員の給与等に関する条例(昭和29年富山県条例 第18号)</p> <p>6  富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条 例(昭和26年富山県条例第31号) (第6条及び第7条関係) 期末手当の支給月数の引上げ(一般職との均衡を図るもの)</p>																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現 行 期末手当</td> <td>1.700月</td> <td>1.700月</td> <td>3.40月</td> </tr> <tr> <td>令和6年度 期末手当</td> <td>同 上 (支給済)</td> <td><u>1.750月</u></td> <td><u>3.45月</u></td> </tr> <tr> <td>令和7年度 期末手当</td> <td><u>1.725月</u></td> <td><u>1.725月</u></td> <td><u>3.45月</u></td> </tr> </tbody> </table>		6月期	12月期	合計	現 行 期末手当	1.700月	1.700月	3.40月	令和6年度 期末手当	同 上 (支給済)	<u>1.750月</u>	<u>3.45月</u>	令和7年度 期末手当	<u>1.725月</u>	<u>1.725月</u>	<u>3.45月</u>
		6月期	12月期	合計													
	現 行 期末手当	1.700月	1.700月	3.40月													
令和6年度 期末手当	同 上 (支給済)	<u>1.750月</u>	<u>3.45月</u>														
令和7年度 期末手当	<u>1.725月</u>	<u>1.725月</u>	<u>3.45月</u>														
<p>7  富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (令和元年富山県条例第31号) (第8条関係) 行政職、教育職、医療職及び高度専門職の給料上限額の引上 げ(富山県一般職の職員等の給与に関する条例の給料表の改定 に伴うもの) (別表関係)</p>																	
<p>第2  施行期日等</p> <p>1  令和7年3月31日までの間において規則で定める日から施行 する。ただし、令和7年度の期末手当及び勤勉手当に関する規 定は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>2  令和6年度の公民較差の解消に係る給料表の改定、初任給調 整手当及び寒冷地手当に関する規定は令和6年4月1日から、 令和6年度の期末手当及び勤勉手当に関する規定は同年12月1 日から適用する。</p> <p>1  改正が必要な条例及びその対応 令和6年度富山県人事委員会勧告中寒冷地手当の支給公署の 改定に伴う経過措置及び「Ⅱ 社会と公務の変化に応じた給与 制度の整備のための関係条例の改正」に係る関係条例の改正に ついては、令和7年2月議会に上程予定</p> <p>2  その他 条例の施行に関し必要な事項は人事委員会規則で定める。</p> <p>条例改正に伴う必要額については、今議会で増額補正(本条例と 併せて提案)を行う。</p>																	
<p>3  3  他の条例 等との関連</p> <p>4  4  審議、調 整、予算化 等の状況</p>																	

議案第 号

富山県一般職の職員等の給与に関する条例等一部改正の件  
富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を次のように改正する。

令和6年 月 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
(富山県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 富山県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和32年富山県条例第34号)  
の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項第1号中「415,600円」を「416,600円」に改め、同項第2  
号中「51,100円」を「51,600円」に改める。

第22条第2項各号列記以外の部分中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支  
給する場合には」を、「100分の102.5)」の次に「、12月に支給する場合には  
100分の127.5(特定管理職員にあつては、100分の107.5)」を加え、同条第  
3項中「100分の58.75)」の次に「と、「100分の127.5」とあるのは「100  
分の71.25」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25)」を加える。

第23条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」  
を、「100分の122.5)」の次に「、12月に支給する場合には100分の107.5(特  
定管理職員にあつては、100分の127.5)」を加え、同項第2号中「勤勉手当  
基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の58.75)」の次  
に「、12月に支給する場合には100分の51.25(特定管理職員にあつては、100  
分の61.25)」を加える。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

## 行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	号給	給料月額									
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600	465,500	529,000
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000	468,600	531,900
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500	471,600	535,000
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900	474,600	538,100
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800	477,600	541,200
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900	480,600	543,500
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000	483,600	546,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200	486,700	548,400
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100	489,400	550,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200	492,500	552,600
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300	495,500	554,400
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200	498,600	556,300
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900	501,300	558,000
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700	503,600	559,400
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600	505,900	560,700
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500	508,200	561,800
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300	510,200	563,100
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100	511,600	564,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900	513,100	565,000
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600	514,500	565,900
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400	515,700	566,800
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900	517,100	
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300	518,600	
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800	520,100	
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200	521,200	
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500	522,300	
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800	523,500	
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000	524,700	
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000	525,700	
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700	526,600	
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400	527,500	
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100	528,400	
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800	529,200	
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500	530,100	
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100	530,800	
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700	531,300	
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200	532,000	
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800	532,600	
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400	533,400	
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000	534,000	
	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500	534,500	
	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000		
	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400		
	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700		
	45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000		
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000				

47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000	
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500	
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700	
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500		
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800		
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000		
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200		
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500		
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800		
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000		
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200		
94		299,400	347,400				
95		299,700	347,800				
96		300,100	348,200				
97		300,300	348,400				
98		300,600	348,800				
99		301,000	349,200				
100		301,400	349,500				

101		301,600	349,800							
102		301,900	350,200							
103		302,200	350,600							
104		302,500	351,000							
105		302,700	351,500							
106		303,000	351,900							
107		303,300	352,300							
108		303,600	352,700							
109		303,800	353,200							
110		304,200	353,600							
111		304,600	353,900							
112		304,900	354,200							
113		305,100	354,700							
114		305,300								
115		305,600								
116		306,000								
117		306,200								
118		306,400								
119		306,700								
120		307,000								
121		307,400								
122		307,600								
123		307,900								
124		308,200								
125		308,500								
定年前再任用 短時間勤務職員	基 準 給料月額									
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000	528,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2 (第3条関係)

## 公安職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額								
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	211,600	232,600	255,500	290,400	320,000	342,400	364,800	393,500	430,500
	2	214,000	234,800	257,500	291,700	321,700	344,100	366,500	395,300	432,300
	3	216,400	237,000	259,700	293,000	323,400	345,700	368,200	397,000	434,200
	4	218,800	239,200	261,900	294,200	325,100	347,300	369,900	398,700	436,100
	5	221,200	241,400	264,000	295,400	326,600	348,900	371,600	400,300	437,500
	6	223,600	243,400	265,300	296,400	328,000	350,000	373,200	401,800	439,100
	7	226,000	245,400	266,600	297,400	329,300	351,100	374,800	403,300	440,700
	8	228,200	247,200	267,900	298,300	330,600	352,200	376,400	404,800	442,100
	9	230,400	249,000	269,200	298,900	331,900	353,300	377,900	406,200	443,500
	10	232,500	250,700	270,500	299,600	333,400	355,000	379,500	407,800	445,200
	11	234,600	252,400	271,800	300,300	334,900	356,700	381,100	409,400	446,800
	12	236,600	253,800	273,100	301,000	336,400	358,300	382,600	410,900	448,200
	13	238,600	255,200	274,400	301,700	337,900	359,900	384,100	412,400	449,100
	14	240,600	257,000	275,600	302,400	339,300	361,600	385,800	414,500	450,700
	15	242,600	258,400	276,700	303,100	340,600	363,200	387,500	416,500	452,500
	16	244,200	259,900	278,200	303,700	341,900	364,800	389,200	418,600	454,300
	17	245,800	261,400	279,500	304,400	343,200	366,400	390,700	420,300	455,800
	18	247,300	262,600	280,800	305,200	344,800	368,000	392,300	421,900	457,600
	19	248,800	263,800	282,100	305,900	346,400	369,600	393,900	423,500	459,400
	20	250,300	264,900	283,300	306,700	348,000	371,200	395,500	425,000	461,100
	21	251,800	266,200	284,500	307,400	349,500	372,800	397,100	426,500	462,700
	22	253,400	267,400	285,100	308,200	351,100	374,400	398,700	428,100	464,400
	23	254,900	268,700	285,700	309,200	352,700	376,000	400,300	429,500	466,000
	24	256,400	270,000	286,300	310,100	354,200	377,600	401,900	430,900	467,800
	25	257,900	271,400	286,800	311,000	355,700	379,200	403,400	432,000	469,300
	26	259,100	272,800	287,400	312,300	357,300	380,800	405,400	433,400	470,700
	27	260,300	274,100	288,000	313,600	358,900	382,400	407,400	434,900	472,200
	28	261,500	275,400	288,500	314,900	360,400	384,000	409,400	436,400	473,500
	29	262,700	276,400	289,000	316,200	361,900	385,600	410,900	437,700	474,700
	30	264,000	277,700	289,600	317,700	363,500	387,200	412,600	439,400	475,400
	31	265,300	279,000	290,100	319,000	365,100	388,900	414,200	441,000	476,100
	32	266,600	280,200	290,600	320,100	366,700	390,600	415,900	442,600	476,700
	33	267,900	281,400	291,100	321,100	368,100	392,300	417,500	444,000	477,200
	34	269,400	282,000	291,700	322,300	369,800	394,300	419,000	445,700	477,900
	35	270,700	282,600	292,200	323,500	371,500	396,200	420,500	447,400	478,500
	36	272,100	283,200	292,700	324,600	373,100	398,100	421,900	449,000	479,100
	37	273,100	283,700	293,200	325,700	374,700	399,800	423,100	450,400	479,400
	38	274,400	284,300	293,800	326,900	376,300	401,200	424,600	451,100	480,000
	39	275,700	284,900	294,400	328,100	377,900	402,400	426,100	451,800	480,500
	40	276,900	285,500	295,000	329,200	379,600	403,700	427,500	452,500	481,000
	41	278,100	286,000	295,700	330,300	381,300	404,700	429,000	452,900	481,500
	42	278,700	286,600	296,400	331,500	383,300	405,800	430,300	453,400	481,900
	43	279,300	287,200	297,100	332,700	385,300	406,800	431,500	454,000	482,300
44	279,900	287,700	297,800	333,900	387,300	407,800	432,700	454,600	482,700	

45	280,300	288,200	298,400	335,100	389,000	408,900	433,700	455,200	483,000
46	280,900	288,700	299,300	336,300	390,700	410,100	434,400	455,900	
47	281,400	289,200	300,100	337,500	392,200	411,200	435,200	456,400	
48	281,900	289,700	300,900	338,700	393,700	412,300	435,900	456,900	
49	282,400	290,300	301,700	339,900	394,900	413,500	436,400	457,400	
50	283,000	290,800	302,800	341,200	395,900	414,300	436,800	457,700	
51	283,500	291,400	303,900	342,400	396,900	415,100	437,200	458,000	
52	284,000	292,000	304,900	343,600	397,900	415,700	437,500	458,400	
53	284,500	292,600	305,900	344,800	399,000	416,200	437,800	458,800	
54	285,100	293,300	307,000	346,200	400,100	416,900	438,100	459,000	
55	285,600	294,000	308,000	347,500	401,200	417,600	438,400	459,300	
56	286,100	294,700	309,100	348,800	402,300	418,200	438,700	459,500	
57	286,600	295,300	310,100	349,700	403,600	418,900	438,900	459,900	
58	287,100	296,200	311,200	351,000	404,400	419,300	439,200	460,100	
59	287,600	297,000	312,300	352,200	405,200	419,900	439,500	460,300	
60	288,100	297,800	313,400	353,400	405,800	420,500	439,800	460,500	
61	288,600	298,600	314,400	354,600	406,300	420,900	440,100	460,900	
62	289,100	299,500	315,500	356,000	407,000	421,300	440,400		
63	289,600	300,400	316,600	357,400	407,700	421,800	440,700		
64	290,100	301,300	317,700	358,800	408,400	422,300	441,000		
65	290,600	302,100	318,700	360,100	408,700	422,800	441,200		
66	291,100	303,000	319,800	361,600	409,400	423,400	441,500		
67	291,600	303,800	320,900	363,100	410,100	423,800	441,800		
68	292,100	304,600	322,000	364,500	410,600	424,200	442,100		
69	292,600	305,500	323,000	365,700	411,000	424,600	442,300		
70	293,100	306,400	324,200	367,100	411,400	424,900	442,600		
71	293,600	307,300	325,400	368,400	411,900	425,200	442,900		
72	294,100	308,200	326,600	369,800	412,400	425,500	443,100		
73	294,600	309,000	327,300	370,900	412,900	425,800	443,300		
74	295,200	309,900	328,600	372,100	413,300	426,100	443,600		
75	295,800	310,800	329,900	373,300	413,800	426,400	443,900		
76	296,300	311,600	331,200	374,500	414,300	426,600	444,200		
77	296,800	312,300	332,500	375,800	414,800	426,800	444,400		
78	297,400	313,200	333,900	377,000	415,300	427,100	444,700		
79	298,000	314,100	335,300	378,200	415,900	427,400	445,000		
80	298,600	315,100	336,700	379,300	416,400	427,600	445,300		
81	299,200	316,000	338,000	380,400	416,800	427,800	445,500		
82	299,900	317,100	339,600	381,600	417,400	428,100	445,800		
83	300,600	318,100	341,100	382,700	417,900	428,400	446,100		
84	301,200	319,100	342,600	383,900	418,100	428,600	446,400		
85	301,800	320,000	344,000	385,000	418,400	428,800	446,600		
86	302,500	321,000	345,500	385,600	418,900	429,100			
87	303,200	322,000	347,000	386,100	419,200	429,400			
88	303,900	323,000	348,400	386,600	419,500	429,600			
89	304,600	324,000	349,700	387,200	419,800	429,800			
90	305,400	325,300	350,900	387,800	420,200	430,100			
91	306,200	326,500	352,100	388,400	420,600	430,400			
92	306,900	327,700	353,400	389,000	421,000	430,600			
93	307,400	328,900	354,700	389,300	421,300	430,800			
94	308,300	330,200	356,200	389,800					
95	309,200	331,400	357,700	390,300					

96	310,000	332,600	359,100	390,800
97	310,800	333,800	360,400	391,200
98	311,800	335,100	361,600	391,600
99	312,700	336,300	362,700	392,100
100	313,600	337,500	363,900	392,600
101	314,500	338,900	365,000	393,000
102	315,500	339,800	366,100	393,500
103	316,500	340,800	367,200	394,000
104	317,400	341,900	368,300	394,500
105	318,200	343,000	369,500	394,800
106	318,800	344,100	370,000	395,200
107	319,400	345,100	370,600	395,700
108	320,000	346,100	371,200	396,000
109	320,500	347,300	371,800	396,300
110	321,000	348,300	372,300	396,800
111	321,400	349,300	372,700	397,300
112	321,900	350,200	373,200	397,800
113	322,700	351,100	373,600	398,100
114	323,400	352,000	374,000	398,600
115	324,100	353,000	374,500	399,100
116	324,700	354,000	375,000	399,600
117	325,300	355,000	375,400	399,900
118	326,000	355,400	375,900	400,400
119	326,700	356,000	376,500	400,900
120	327,500	356,600	377,000	401,400
121	328,100	356,900	377,200	401,800
122	328,400	357,300	377,700	402,300
123	328,900	357,700	378,200	402,700
124	329,400	358,100	378,600	403,200
125	329,700	358,500	379,100	403,600
126		358,900	379,600	
127		359,300	380,100	
128		359,700	380,600	
129		360,100	380,900	
130		360,500	381,400	
131		360,900	381,900	
132		361,300	382,400	
133		361,500	382,700	
134		362,000	383,200	
135		362,400	383,600	
136		362,700	384,000	
137		363,000	384,300	
138		363,400	384,800	
139		363,900	385,300	
140		364,400	385,800	
141		364,700	386,100	
142		365,200		
143		365,700		
144		366,200		
145		366,500		

定年前再 任用短時 間勤務職 員	基 準 給料月額									
	246,200	258,000	262,200	293,800	310,600	324,900	348,600	384,200	416,200	

備考 この表は、警察官に適用する。

## 別表第3（第3条関係）

## 教 育 職 給 料 表

## ア 教育職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	199,900	246,300	354,600	423,900
	2	202,200	247,800	356,000	425,700
	3	204,500	249,200	357,400	427,500
	4	206,700	250,600	358,800	429,100
	5	208,900	252,000	360,200	430,600
	6	211,200	253,200	361,500	432,100
	7	213,400	254,400	362,800	433,900
	8	215,600	255,600	364,100	435,700
	9	217,800	257,000	365,300	437,400
	10	220,000	258,200	366,800	439,200
	11	222,200	259,500	368,300	441,100
	12	224,400	260,800	369,700	442,900
	13	226,600	262,100	371,000	444,600
	14	228,700	264,000	372,500	446,500
	15	230,800	265,800	374,000	448,300
	16	232,900	267,600	375,400	450,200
	17	235,000	269,300	376,800	451,900
	18	236,800	271,500	378,300	453,700
	19	238,500	273,700	379,700	455,500
	20	240,200	275,900	381,100	457,300
	21	241,900	278,100	382,500	458,900
	22	243,200	280,300	384,000	460,600
	23	244,500	282,500	385,500	462,500
	24	245,800	284,600	386,900	464,200
	25	247,000	286,600	388,200	465,900
	26	248,200	288,500	389,700	467,500
	27	249,400	290,400	391,200	469,000
	28	250,600	292,200	392,700	470,500
	29	251,700	294,000	394,100	472,000
	30	252,900	295,900	395,600	473,300
	31	254,100	297,700	397,100	474,600
	32	255,300	299,400	398,600	475,900
	33	256,400	301,100	400,000	477,100
	34	257,700	302,900	401,600	477,800
	35	259,000	304,600	403,200	478,500
	36	260,300	306,200	404,700	479,200
	37	261,700	307,800	405,900	479,800
	38	263,100	309,500	407,300	
	39	264,400	311,300	408,700	
	40	265,700	313,000	410,000	
	41	267,000	314,300	411,600	
	42	268,000	316,200	413,000	

43	269,000	318,000	414,300
44	269,900	319,700	415,700
45	270,600	321,400	417,100
46	271,400	323,300	418,400
47	272,200	325,000	419,900
48	273,000	326,700	421,400
49	273,800	328,400	423,000
50	274,600	330,200	424,400
51	275,300	332,000	426,000
52	276,100	333,700	427,500
53	276,900	335,400	429,200
54	277,700	336,700	430,700
55	278,500	338,000	432,300
56	279,300	339,300	433,900
57	280,000	340,800	435,400
58	280,600	342,400	436,900
59	281,400	343,900	438,100
60	282,300	345,500	439,300
61	283,100	347,000	440,500
62	283,700	348,600	441,800
63	284,500	350,200	443,000
64	285,200	351,700	444,200
65	286,200	353,200	445,300
66	287,000	354,800	446,500
67	287,800	356,400	447,700
68	288,500	357,900	448,900
69	289,200	359,400	450,100
70	290,000	361,000	451,300
71	290,800	362,600	452,500
72	291,500	364,100	453,700
73	292,200	365,600	454,800
74	292,900	367,200	455,400
75	293,600	368,800	455,900
76	294,200	370,300	456,400
77	294,800	371,800	456,900
78	295,500	373,200	
79	296,200	374,600	
80	296,800	375,900	
81	297,400	377,200	
82	298,100	378,600	
83	298,800	380,000	
84	299,500	381,300	
85	300,200	382,400	
86	301,000	383,800	
87	301,700	385,100	
88	302,400	386,400	
89	303,100	387,600	
90	304,000	388,900	
91	304,800	390,000	
92	305,600	391,200	
93	306,100	392,400	

94	306,900	393,500
95	307,700	394,700
96	308,500	395,900
97	309,200	397,300
98	310,000	398,300
99	310,800	399,300
100	311,500	400,300
101	312,300	401,200
102	313,200	402,200
103	314,100	403,300
104	314,900	404,400
105	315,500	405,100
106	316,300	406,000
107	317,100	406,900
108	317,900	407,800
109	318,600	408,600
110	319,000	409,400
111	319,400	410,200
112	319,900	411,000
113	320,400	411,600
114	320,800	412,300
115	321,300	413,000
116	321,700	413,700
117	322,200	414,300
118	322,700	414,800
119	323,100	415,200
120	323,600	415,500
121	324,100	415,800
122	324,500	416,100
123	325,000	416,400
124	325,500	416,600
125	326,100	416,800
126	326,400	417,100
127	326,700	417,400
128	327,000	417,600
129	327,200	417,800
130	327,500	418,100
131	327,800	418,400
132	328,000	418,600
133	328,200	418,800
134	328,400	419,100
135	328,600	419,400
136	328,900	419,600
137	329,200	419,800
138	329,400	420,100
139	329,700	420,400
140	330,000	420,600
141	330,200	420,800
142	330,400	421,100
143	330,700	421,400
144	330,900	421,600

	145	331,200	421,800		
	146	331,400			
	147	331,700			
	148	332,000			
	149	332,200			
	150	332,400			
	151	332,700			
	152	333,000			
	153	333,200			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		238,500	279,100	336,600	421,900

備考

- この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	199,900	220,700	323,900	413,600
	2	202,200	223,100	326,000	415,100
	3	204,500	225,500	328,100	416,600
	4	206,700	227,900	330,200	418,000
	5	208,900	230,300	332,200	419,300
	6	211,200	232,700	334,300	420,700
	7	213,400	235,100	336,400	422,100
	8	215,600	237,500	338,500	423,500
	9	217,800	239,900	340,500	424,900
	10	220,000	241,500	342,600	426,300
	11	222,200	243,100	344,700	427,700
	12	224,400	244,700	346,700	429,000
	13	226,600	246,300	348,700	430,300
	14	228,700	247,800	350,200	431,700
	15	230,800	249,200	351,700	433,100
	16	232,900	250,600	353,200	434,500
	17	235,000	252,000	354,600	435,700
	18	236,800	253,200	356,000	437,000
	19	238,500	254,400	357,400	438,200
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	20	240,200	255,600	358,800	439,500
	21	241,900	257,000	360,200	440,600
	22	243,200	258,200	361,500	441,700
	23	244,500	259,500	362,800	442,900
	24	245,800	260,800	364,100	444,100
	25	247,000	262,100	365,300	445,400
	26	248,100	264,000	366,600	446,600
	27	249,200	265,800	367,800	447,600
	28	250,300	267,600	369,000	448,700
	29	251,500	269,300	370,200	449,900
	30	252,800	271,500	371,400	450,700
	31	254,000	273,700	372,600	451,500
	32	255,200	275,900	373,700	452,400
	33	256,300	278,100	374,800	453,300
	34	257,500	280,300	376,000	453,800
	35	258,700	282,500	377,200	454,300
	36	259,900	284,600	378,300	454,800
	37	261,100	286,600	379,400	455,300
	38	262,300	288,500	380,600	
	39	263,500	290,400	381,800	
	40	264,700	292,200	382,900	
	41	265,900	294,000	384,000	
	42	267,000	295,900	385,200	
	43	268,100	297,700	386,400	
	44	269,200	299,400	387,500	
	45	270,200	301,100	388,600	

46	271,000	302,900	389,800
47	271,800	304,600	391,000
48	272,600	306,200	392,200
49	273,300	307,800	393,400
50	274,100	309,500	394,700
51	274,800	311,300	395,900
52	275,500	313,000	397,100
53	276,300	314,300	398,300
54	277,100	316,200	399,600
55	277,900	318,000	400,600
56	278,600	319,700	401,700
57	279,300	321,400	402,900
58	280,100	323,300	404,100
59	280,900	325,000	405,300
60	281,600	326,700	406,500
61	282,200	328,400	407,600
62	282,900	330,200	408,600
63	283,600	332,000	409,900
64	284,200	333,700	411,100
65	284,900	335,400	412,300
66	285,600	336,700	413,400
67	286,300	338,000	414,500
68	287,000	339,300	415,600
69	287,700	340,800	416,600
70	288,500	342,300	417,800
71	289,200	343,800	419,000
72	289,900	345,300	420,200
73	290,400	346,700	420,800
74	291,100	348,200	421,600
75	291,800	349,700	422,300
76	292,400	351,200	422,800
77	293,000	352,600	423,100
78	293,700	354,100	423,400
79	294,300	355,600	423,800
80	294,900	357,100	424,200
81	295,500	358,500	424,500
82	296,100	359,800	424,900
83	296,700	361,100	425,200
84	297,300	362,300	425,500
85	297,800	363,500	425,800
86	298,300	364,700	426,200
87	298,800	365,900	426,500
88	299,300	367,000	426,800
89	299,700	368,100	427,100
90	300,300	369,200	427,400
91	300,800	370,300	427,700
92	301,300	371,400	427,900
93	301,600	372,500	428,100
94	302,100	373,700	
95	302,600	374,800	
96	303,000	375,900	

97	303,400	376,900
98	303,900	377,900
99	304,400	378,800
100	304,800	379,700
101	305,200	380,500
102	305,600	381,500
103	306,000	382,400
104	306,300	383,300
105	306,500	384,100
106	306,800	385,000
107	307,100	385,900
108	307,300	386,800
109	307,500	387,600
110	307,700	388,600
111	308,000	389,500
112	308,300	390,400
113	308,500	391,000
114	308,700	391,900
115	308,900	392,800
116	309,200	393,700
117	309,500	394,500
118	309,700	395,200
119	310,000	396,000
120	310,300	396,800
121	310,500	397,400
122	310,700	398,100
123	310,900	398,800
124	311,200	399,400
125	311,500	400,000
126		400,700
127		401,200
128		401,800
129		402,400
130		403,000
131		403,500
132		404,000
133		404,300
134		404,600
135		404,900
136		405,200
137		405,500
138		405,800
139		406,100
140		406,400
141		406,700
142		407,000
143		407,300
144		407,600
145		407,800
146		408,100
147		408,400
148		408,600

	149		408,800		
	150		409,100		
	151		409,400		
	152		409,600		
	153		409,800		
	154		410,100		
	155		410,400		
	156		410,600		
	157		410,800		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		229,700	276,000	330,000	411,900

備考

- この表は、中学校、小学校、義務教育学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4（第3条関係）

研究職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	183,900	233,900	311,600	355,400	399,900
	2	185,000	238,200	313,500	356,800	402,500
	3	186,200	240,900	315,400	358,200	405,100
	4	187,300	243,600	317,300	359,500	407,600
	5	188,400	246,200	319,100	360,700	409,700
	6	190,500	247,800	320,900	361,900	412,100
	7	192,600	249,300	322,700	363,100	414,500
	8	194,700	250,800	324,400	364,200	416,800
	9	196,800	252,300	326,100	365,300	419,100
	10	198,800	254,400	328,100	366,700	421,500
	11	200,800	256,500	330,100	368,000	423,900
	12	202,800	258,500	332,100	369,300	426,200
	13	204,800	260,500	333,900	370,600	428,500
	14	206,700	262,800	335,900	372,000	431,200
	15	208,600	265,100	337,800	373,400	433,900
	16	210,400	267,300	339,700	374,700	436,600
	17	212,100	269,500	341,500	376,000	439,100
	18	213,900	271,900	343,100	377,400	441,600
	19	215,700	274,300	344,700	378,800	444,100
	20	217,500	276,700	346,300	380,200	446,500
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	21	219,300	279,000	347,900	381,600	448,900
	22	221,100	281,100	348,900	383,000	451,500
	23	222,800	283,200	349,900	384,400	454,100
	24	224,500	285,200	350,900	385,800	456,400
	25	226,200	287,200	352,000	387,200	458,600
	26	228,300	289,100	353,300	388,700	460,900
	27	230,200	291,000	354,500	390,100	463,400
	28	232,100	292,900	355,700	391,500	465,800
	29	234,000	294,800	356,900	392,900	468,300
	30	235,100	296,300	358,000	394,400	470,800
	31	236,200	297,800	359,100	395,900	473,300
	32	237,300	299,300	360,200	397,400	475,700
	33	238,700	300,800	361,300	398,900	478,000
	34	240,200	302,300	362,300	400,500	480,400
	35	241,700	303,800	363,300	402,100	482,800
	36	243,200	305,200	364,300	403,800	485,300
	37	244,700	306,600	365,200	405,000	487,700
	38	246,300	307,500	366,100	406,400	490,200
	39	247,900	308,400	366,900	407,800	492,600
	40	249,500	309,300	367,700	409,100	495,100
	41	251,100	310,100	368,400	410,400	497,400
	42	252,600	310,600	369,200	411,700	499,600
	43	254,100	311,100	370,000	413,200	501,800
	44	255,600	311,600	370,800	414,700	504,000

45	257,100	312,100	371,600	415,900	505,600
46	258,400	312,600	372,400	417,100	507,100
47	259,600	313,100	373,200	418,700	508,700
48	260,800	313,600	374,000	420,200	510,200
49	262,000	314,000	374,800	421,500	511,900
50	263,100	314,500	376,100	422,900	513,300
51	264,200	315,000	377,400	424,300	514,700
52	265,300	315,500	378,600	425,700	516,200
53	266,400	315,900	379,300	427,100	517,300
54	267,500	316,400	380,300	428,500	518,500
55	268,500	316,800	381,100	429,900	519,700
56	269,500	317,200	381,800	431,300	520,900
57	270,500	317,600	382,500	432,400	521,800
58	271,200	318,000	383,200	433,700	522,800
59	271,800	318,400	383,900	435,100	523,800
60	272,400	318,800	384,600	436,400	524,800
61	273,000	319,200	385,200	437,200	525,900
62	273,600	319,800	385,900	438,000	526,800
63	274,200	320,400	386,700	438,900	527,500
64	274,800	321,000	387,500	439,800	528,200
65	275,400	321,500	388,100	440,600	529,000
66	276,000	322,100	388,900	441,400	529,800
67	276,600	322,700	389,600	442,000	530,600
68	277,200	323,300	390,300	442,800	531,400
69	277,800	323,800	390,900	443,200	532,100
70	278,500	324,400	391,600	443,800	532,900
71	279,200	325,000	392,300	444,300	533,700
72	279,900	325,600	393,000	444,800	534,500
73	280,500	326,100	393,700	445,300	535,200
74	281,200	326,800	394,300		
75	281,900	327,500	394,900		
76	282,600	328,200	395,600		
77	283,200	328,900	396,300		
78	283,900	329,600	396,800		
79	284,600	330,300	397,400		
80	285,200	331,000	398,000		
81	285,800	331,700	398,500		
82	286,500	332,500	399,100		
83	287,200	333,200	399,700		
84	287,800	333,800	400,200		
85	288,400	334,300	400,700		
86	289,100	334,800	401,200		
87	289,800	335,200	401,700		
88	290,400	335,600	402,400		
89	291,000	335,900	402,800		
90	291,700	336,400			
91	292,400	336,800			
92	293,000	337,200			
93	293,600	337,500			
94	294,300	337,900			
95	294,900	338,300			

	96	295,500	338,700			
	97	295,800	339,200			
	98	296,400	339,700			
	99	297,000	340,200			
	100	297,500	340,700			
	101	298,000	341,200			
	102	298,400	341,700			
	103	298,800	342,200			
	104	299,200	342,700			
	105	299,600	343,100			
	106	300,100	343,500			
	107	300,600	344,000			
	108	300,900	344,400			
	109	301,100	344,900			
	110	301,500	345,300			
	111	301,800	345,700			
	112	302,000	346,100			
	113	302,300	346,600			
	114	302,600	347,000			
	115	302,900	347,400			
	116	303,200	347,800			
	117	303,500	348,300			
	118	303,800	348,700			
	119	304,000	349,100			
	120	304,300	349,500			
	121	304,600	349,900			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		221,800	263,600	288,600	331,400	390,600

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、本務として試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 別表第5（第3条関係）

## 医療職給料表

## ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	291,400	370,000	426,700	484,400	574,500
	2	293,700	372,600	428,700	486,200	577,600
	3	296,000	375,100	430,700	488,000	580,700
	4	298,200	377,600	432,600	489,800	583,800
	5	300,300	380,100	434,500	491,600	586,700
	6	303,800	382,800	436,100	493,300	589,100
	7	307,300	385,500	437,700	495,000	591,500
	8	310,700	388,100	439,300	496,700	593,900
	9	314,100	390,200	440,900	498,400	596,100
	10	317,600	392,700	442,700	500,500	597,600
	11	321,000	395,200	444,500	502,600	599,100
	12	324,400	397,700	446,300	504,700	600,600
	13	327,800	400,300	448,100	506,700	602,100
	14	331,300	403,000	449,900	508,600	603,200
	15	334,700	405,600	451,700	510,700	604,300
	16	338,100	408,100	453,500	512,700	605,200
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	17	341,500	410,500	455,100	514,600	606,400
	18	344,600	412,700	457,100	516,600	607,400
	19	347,700	414,800	459,000	518,600	608,400
	20	350,800	416,900	460,900	520,400	609,400
	21	354,000	419,000	462,300	522,200	610,400
	22	357,100	420,500	464,100	524,000	
	23	360,200	422,000	465,900	525,800	
	24	363,200	423,500	467,700	527,600	
	25	366,200	424,900	469,500	529,200	
	26	368,500	426,400	471,300	531,000	
	27	370,800	427,900	473,100	532,800	
	28	373,000	429,300	474,900	534,600	
	29	374,900	430,700	476,700	536,200	
	30	376,600	432,200	478,500	538,000	
	31	378,300	433,700	480,300	539,800	
	32	380,100	435,100	482,100	541,500	
33	381,900	436,500	483,900	543,100		
34	383,700	438,000	485,800	544,900		
35	385,300	439,500	487,700	546,600		
36	386,700	440,900	489,600	548,300		
37	388,100	442,300	491,500	549,800		
38	389,600	443,700	493,200	551,400		
39	391,100	445,100	495,000	552,800		
40	392,600	446,500	496,800	554,400		
41	394,100	447,900	498,400	555,900		
42	394,800	449,300	500,200	557,300		

43	395,400	450,700	502,000	558,700
44	396,100	452,100	503,600	560,000
45	397,000	453,500	505,000	561,200
46	397,600	454,900	506,700	562,200
47	398,200	456,300	508,500	563,200
48	398,800	457,700	510,200	564,200
49	399,400	459,100	511,700	565,200
50	399,900	460,800	513,000	566,100
51	400,400	462,400	514,300	567,000
52	400,900	464,000	515,600	567,900
53	401,400	465,600	516,600	568,700
54	401,800	466,800	517,900	569,600
55	402,200	468,000	519,200	570,500
56	402,600	469,100	520,500	571,400
57	403,000	470,100	521,500	572,300
58	403,400	471,100	522,300	573,200
59	403,800	472,000	523,100	574,100
60	404,200	472,800	523,900	574,800
61	404,600	473,500	524,800	575,700
62	405,000	474,200	525,600	576,600
63	405,400	474,900	526,400	577,500
64	405,800	475,500	527,100	578,400
65	406,100	476,200	527,900	579,300
66		476,900	528,700	
67		477,500	529,400	
68		478,100	530,300	
69		478,400	531,200	
70		479,000	532,000	
71		479,700	532,900	
72		480,400	533,800	
73		480,800	534,600	
74		481,400	535,500	
75		482,100	536,400	
76		482,800	537,100	
77		483,200	537,900	
78		483,800	538,800	
79		484,400	539,700	
80		484,900	540,600	
81		485,400	541,400	
82		485,900	542,300	
83		486,400	543,200	
84		486,900	544,100	
85		487,300	544,900	
86		487,800	545,800	
87		488,200	546,700	
88		488,700	547,600	
89		489,200	548,400	
90		489,800		
91		490,400		
92		490,800		
93		491,300		

	94		491,900			
	95		492,500			
	96		493,000			
	97		493,500			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		301,700	344,400	399,500	473,300	573,800

備考 この表は、病院、厚生センター等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	258,500	278,600	303,500	341,100	379,500
	2	190,700	228,700	259,700	279,400	305,000	342,800	381,800
	3	192,800	230,000	260,800	280,200	306,500	344,500	384,100
	4	194,900	231,300	261,900	281,000	308,000	346,100	386,400
	5	196,900	232,500	263,000	281,800	309,500	347,700	388,700
	6	198,900	233,600	263,800	282,600	310,900	349,400	391,300
	7	200,900	234,600	264,600	283,400	312,300	351,000	393,900
	8	202,700	235,600	265,400	284,100	313,700	352,600	396,500
	9	204,500	236,700	266,200	284,800	315,000	354,200	398,600
	10	206,400	237,900	267,000	285,500	316,400	355,900	400,800
	11	208,300	239,200	267,800	286,200	317,800	357,600	403,000
	12	210,400	240,500	268,600	287,000	319,200	359,200	405,200
	13	212,100	241,800	269,400	287,800	320,600	360,700	407,200
	14	214,100	243,100	270,200	288,600	322,200	362,400	409,200
	15	216,300	244,400	271,000	289,400	323,700	364,000	411,200
	16	218,400	245,600	271,800	290,100	325,200	365,600	413,200
	17	220,500	246,800	272,600	290,800	326,700	367,200	415,000
	18	221,600	248,000	273,400	291,900	328,300	368,800	416,900
	19	222,700	249,200	274,200	293,000	329,800	370,400	418,800
	20	223,800	250,400	275,000	294,200	331,300	372,000	420,600
	21	224,900	251,500	275,800	295,400	332,800	373,600	422,400
	22	225,800	252,400	276,600	296,600	334,400	375,600	424,000
	23	226,700	253,200	277,400	297,800	335,900	377,600	425,600
	24	227,600	254,000	278,200	299,000	337,400	379,600	427,100
	25	228,500	254,800	279,000	300,200	338,900	381,000	428,600
	26	229,400	255,600	279,900	301,400	340,500	382,700	429,900
	27	230,300	256,400	280,800	302,600	342,100	384,400	431,200
	28	231,200	257,200	281,600	303,800	343,600	386,100	432,500
	29	232,100	258,000	282,400	305,000	344,900	387,800	433,800
	30	233,000	258,800	283,300	306,200	346,400	389,300	435,000
	31	233,900	259,600	284,200	307,300	347,900	390,800	436,200
	32	234,800	260,400	285,000	308,500	349,400	392,300	437,300
	33	235,600	261,200	285,800	309,800	350,900	393,600	438,500
	34	236,400	262,000	286,900	311,000	352,400	394,900	439,600
	35	237,200	262,700	287,900	312,200	353,900	396,200	440,800
	36	238,000	263,500	288,900	313,400	355,300	397,300	442,000
	37	238,800	264,400	289,900	314,600	356,700	398,400	443,100
	38	239,600	265,200	291,000	315,700	358,300	399,500	443,900
	39	240,400	266,000	292,000	316,900	359,800	400,600	444,300
	40	241,200	266,800	293,000	318,100	361,300	401,700	445,000
	41	241,800	267,600	294,000	319,300	362,500	402,500	445,500
	42	242,400	268,400	295,000	320,600	363,600	403,300	445,900
	43	243,000	269,200	296,000	321,900	364,800	404,100	446,300
	44	243,500	270,000	297,000	323,100	365,900	404,900	446,700
45	244,000	270,700	298,000	324,000	366,900	405,300	447,100	

46	244,600	271,500	299,200	325,200	367,700	405,900	447,500
47	245,100	272,300	300,300	326,400	368,700	406,400	447,900
48	245,500	273,100	301,400	327,600	369,800	406,800	448,200
49	245,900	273,800	302,500	328,700	370,800	407,200	448,500
50	246,400	274,600	303,600	329,700	371,800	407,400	448,900
51	246,900	275,300	304,700	330,700	372,800	407,700	449,200
52	247,400	276,000	305,800	331,600	373,700	408,000	449,500
53	247,700	276,700	306,900	332,500	374,500	408,300	449,800
54	248,000	277,400	308,000	333,500	375,300	408,600	
55	248,300	278,100	309,100	334,500	376,200	408,900	
56	248,600	278,800	310,200	335,400	377,000	409,200	
57	248,900	279,500	311,200	335,900	377,500	409,400	
58	249,200	280,200	312,200	336,800	378,300	409,700	
59	249,500	280,900	313,200	337,500	379,100	410,000	
60	249,800	281,500	314,200	338,400	379,900	410,300	
61	250,100	282,100	315,200	339,100	380,300	410,500	
62	250,400	282,800	316,200	339,400	381,000	410,800	
63	250,700	283,500	317,200	339,900	381,700	411,100	
64	251,000	284,100	318,100	340,500	382,300	411,400	
65	251,300	284,700	319,000	341,100	382,700	411,600	
66	251,600	285,400	319,800	341,800	383,200		
67	251,900	286,100	320,500	342,500	383,800		
68	252,200	286,700	321,200	343,100	384,400		
69	252,500	287,300	321,800	343,800	384,800		
70	252,800	288,000	322,500	344,300	385,300		
71	253,100	288,700	323,100	344,900	385,800		
72	253,300	289,300	323,700	345,500	386,300		
73	253,500	289,900	324,300	345,800	386,900		
74	253,800	290,400	324,500	346,400	387,400		
75	254,100	290,800	325,000	346,900	388,000		
76	254,300	291,200	325,500	347,400	388,600		
77	254,500	291,600	326,100	347,900	389,100		
78	254,800	291,900	326,600	348,400	389,600		
79	255,100	292,200	327,100	348,900	390,100		
80	255,300	292,500	327,500	349,300	390,600		
81	255,500	292,800	328,100	349,600	390,900		
82	255,800	293,100	328,600	349,900	391,400		
83	256,100	293,400	329,000	350,100	391,800		
84	256,300	293,700	329,500	350,400	392,200		
85	256,500	293,900	330,000	350,900	392,600		
86		294,100	330,400	351,200	393,100		
87		294,300	330,600	351,500	393,500		
88		294,500	330,900	351,800	393,900		
89		294,900	331,300	352,200	394,300		
90		295,100	331,700	352,500	394,800		
91		295,300	332,000	352,800	395,200		
92		295,500	332,300	353,100	395,600		
93		295,900	332,600	353,500	396,000		
94		296,100	332,800	353,800			
95		296,300	333,200	354,100			
96		296,600	333,500	354,400			

	97		296,900	333,700	354,700			
	98		297,100	334,000	355,100			
	99		297,300	334,300	355,500			
	100		297,600	334,600	355,900			
	101		297,900	334,800	356,400			
	102		298,100	335,100	356,800			
	103		298,300	335,400	357,200			
	104		298,600	335,600	357,600			
	105		298,900	335,800	358,100			
	106			336,000				
	107			336,400				
	108			336,600				
	109			336,800				
	110			337,200				
	111			337,600				
	112			338,000				
	113			338,200				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額						
		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400	371,000

備考 この表は、病院、厚生センター、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、保健師、栄養士、診療放射線技師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	277,600	293,000	310,300	342,200	381,000
	2	209,600	242,800	278,700	293,600	311,500	343,900	383,600
	3	211,400	245,000	279,800	294,200	312,700	345,600	386,300
	4	213,100	247,200	280,800	294,700	313,800	347,300	388,900
	5	214,800	249,400	281,800	295,200	314,900	349,000	391,100
	6	216,700	250,400	282,300	295,800	316,000	350,700	393,300
	7	218,500	251,300	282,800	296,400	317,100	352,400	395,600
	8	220,200	252,200	283,300	296,900	318,200	354,000	397,900
	9	221,900	253,100	283,800	297,400	319,300	355,500	399,800
	10	223,900	254,300	284,300	298,000	320,300	357,200	401,900
	11	225,800	255,400	284,800	298,600	321,300	358,900	404,100
	12	227,700	256,300	285,300	299,100	322,300	360,600	406,300
	13	229,600	257,100	285,800	299,600	323,300	362,000	408,200
	14	231,600	257,800	286,300	300,200	324,500	363,700	410,200
	15	233,600	258,500	286,800	300,800	325,700	365,400	412,300
	16	235,600	259,400	287,300	301,300	326,900	367,100	414,300
	17	237,600	260,500	287,800	301,800	328,000	368,900	416,300
	18	239,600	261,600	288,300	302,500	329,200	370,900	418,500
	19	241,700	262,700	288,800	303,200	330,300	372,900	420,700
	20	243,700	263,800	289,300	303,900	331,400	374,900	422,800
	21	245,600	264,900	289,800	304,600	332,500	376,600	424,700
	22	246,800	266,000	290,300	305,500	333,700	378,700	426,600
	23	248,000	267,100	290,800	306,400	334,800	380,800	428,400
	24	249,100	268,200	291,300	307,300	335,900	382,800	430,300
	25	250,200	269,200	291,800	308,100	337,000	384,700	432,000
	26	251,100	270,300	292,300	309,000	338,200	386,300	433,600
	27	252,000	271,400	292,800	309,900	339,300	388,100	435,300
	28	252,900	272,400	293,300	310,800	340,400	389,900	436,900
	29	253,700	273,400	293,800	311,600	341,500	391,600	438,200
	30	254,500	274,100	294,400	312,500	342,700	393,300	439,500
	31	255,200	274,800	295,200	313,400	343,800	395,200	441,100
	32	255,900	275,500	296,000	314,300	344,900	396,900	442,600
	33	256,700	276,200	296,700	315,100	346,000	398,600	444,300
	34	257,500	276,800	297,500	316,200	347,300	400,300	445,900
	35	258,300	277,300	298,300	317,300	348,600	402,100	447,300
	36	259,000	277,800	299,100	318,400	349,900	403,800	448,700
	37	259,700	278,300	299,800	319,500	351,100	405,400	449,800
	38	260,600	278,900	300,600	320,600	352,600	407,100	451,100
	39	261,500	279,400	301,400	321,700	354,100	408,900	452,400
	40	262,300	279,900	302,100	322,800	355,600	410,700	453,800
	41	263,100	280,300	302,900	323,900	356,800	412,200	454,800
	42	264,000	280,800	303,700	325,100	358,300	413,700	455,500
	43	264,800	281,300	304,500	326,200	359,700	415,200	456,300
	44	265,600	281,800	305,300	327,300	361,100	416,500	456,900
45	266,400	282,300	306,000	328,100	362,500	417,600	457,800	

46	267,100	282,800	307,000	329,200	363,500	418,700	458,500
47	267,800	283,300	308,000	330,300	364,900	419,800	459,300
48	268,400	283,800	308,900	331,300	366,200	421,000	460,100
49	269,000	284,300	309,800	332,300	367,500	422,300	460,800
50	269,500	284,800	310,800	333,300	368,900	423,400	461,500
51	270,000	285,300	311,800	334,300	370,200	424,600	462,200
52	270,400	285,800	312,700	335,300	371,500	425,700	463,000
53	270,800	286,300	313,600	336,500	373,000	426,900	463,800
54	271,300	286,800	314,600	337,800	374,200	427,900	464,600
55	271,800	287,300	315,600	339,000	375,300	429,000	465,300
56	272,200	287,800	316,600	340,200	376,500	430,100	466,000
57	272,600	288,300	317,400	341,100	377,600	431,100	466,800
58	273,000	289,100	318,400	342,300	378,500	431,600	
59	273,400	289,900	319,400	343,400	379,500	432,200	
60	273,800	290,600	320,300	344,700	380,400	432,600	
61	274,200	291,300	321,200	345,700	381,000	433,200	
62	274,600	292,200	322,200	346,600	381,800	433,700	
63	275,000	293,100	323,200	347,700	382,600	434,100	
64	275,400	293,900	324,100	348,900	383,400	434,600	
65	275,800	294,700	325,000	350,000	384,100	435,100	
66	276,200	295,600	326,200	351,200	384,800	435,500	
67	276,600	296,400	327,400	352,400	385,500	435,800	
68	277,000	297,200	328,600	353,400	386,100	436,100	
69	277,400	298,000	329,300	354,400	386,700	436,500	
70	277,900	298,900	330,400	355,400	387,300		
71	278,400	299,800	331,500	356,500	388,000		
72	278,800	300,700	332,400	357,600	388,600		
73	279,200	301,600	333,500	358,400	389,300		
74	279,800	302,500	334,200	359,500	389,800		
75	280,400	303,400	335,300	360,600	390,400		
76	280,900	304,300	336,400	361,600	390,900		
77	281,400	305,100	337,500	362,300	391,300		
78	282,000	306,100	338,700	363,100	391,900		
79	282,600	307,100	339,800	363,900	392,400		
80	283,100	308,000	340,900	364,600	392,700		
81	283,600	308,500	342,000	365,200	393,000		
82	284,100	309,400	343,100	365,700	393,500		
83	284,600	310,300	344,100	366,200	393,900		
84	285,100	311,100	345,200	366,700	394,200		
85	285,600	311,900	346,100	367,300	394,500		
86	286,100	312,900	347,100	367,800	395,000		
87	286,600	313,900	348,000	368,300	395,500		
88	287,100	314,900	349,000	368,800	395,900		
89	287,600	315,800	349,900	369,200	396,200		
90	288,100	316,900	350,700	369,600	396,600		
91	288,600	317,900	351,500	370,200	397,100		
92	289,100	318,900	352,300	370,700	397,500		
93	289,600	319,700	352,900	371,000	397,900		
94	290,200	320,400	353,500	371,500			
95	290,800	321,100	354,100	371,900			
96	291,400	321,700	354,700	372,200			

97	292,000	322,200	355,100	372,800
98	292,500	322,500	355,500	373,300
99	293,000	323,100	356,000	373,800
100	293,500	323,700	356,400	374,300
101	294,000	324,100	356,900	374,900
102	294,500	324,700	357,300	375,400
103	295,000	325,300	357,800	375,900
104	295,400	325,800	358,200	376,300
105	295,800	326,200	358,500	376,900
106	296,300	326,700	359,000	377,400
107	296,800	327,200	359,400	377,900
108	297,100	327,700	359,700	378,400
109	297,300	328,100	360,100	379,000
110	297,600	328,500	360,600	379,400
111	297,800	328,800	361,100	379,900
112	298,100	329,100	361,600	380,400
113	298,400	329,400	362,100	381,000
114	298,600	329,800	362,600	
115	298,900	330,100	363,100	
116	299,100	330,400	363,500	
117	299,400	330,600	363,900	
118	299,700	330,900	364,300	
119	300,000	331,200	364,800	
120	300,300	331,400	365,300	
121	300,600	331,600	365,700	
122	301,000	331,900	366,200	
123	301,300	332,200	366,700	
124	301,600	332,500	367,200	
125	301,800	332,700	367,500	
126	302,000	333,000		
127	302,300	333,400		
128	302,700	333,600		
129	302,900	333,800		
130	303,200	334,000		
131	303,600	334,400		
132	304,000	334,600		
133	304,200	334,900		
134	304,500	335,300		
135	304,800	335,700		
136	305,100	336,100		
137	305,300	336,400		
138	305,600	336,800		
139	305,900	337,200		
140	306,200	337,600		
141	306,400	337,900		
142	306,800	338,300		
143	307,200	338,600		
144	307,500	339,000		
145	307,700	339,300		
146	307,900	339,700		
147	308,200	340,100		
148	308,600	340,500		

	149	308,800	340,800					
	150	309,000	341,200					
	151	309,300	341,600					
	152	309,600	342,000					
	153	310,000	342,300					
	154	310,200						
	155	310,400						
	156	310,700						
	157	311,000						
	158	311,300						
	159	311,600						
	160	311,900						
	161	312,300						
	162	312,600						
	163	312,900						
	164	313,200						
	165	313,600						
	166	313,900						
	167	314,200						
	168	314,500						
	169	314,900						
定年前再任用 短時間勤務職員		基 準 給料月額						
		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900	376,600

備考 この表は、病院、障害児入所施設等に勤務する保健師、助産師、看護師、  
准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第7中「17,800円」を「19,800円」に、「10,200円」を「11,400円」に、「7,360円」を「8,200円」に改める。

第2条 富山県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項各号列記以外の部分中「、6月に支給する場合には100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の102.5）、12月に支給する場合には100分の127.5（特定管理職員にあつては、100分の107.5）」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」を「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」に改める。

第23条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の102.5」を「100分の105」に、「100分の122.5）、12月に支給する場合には100分の107.5（特定管理職員にあつては、100分の127.5）」を「100分の125」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の48.75」を「100分の50」に、「100分の58.75）、12月に支給する場合には100分の51.25（特定管理職員にあつては、100分の61.25）」を「100分の60」に改める。

（富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年富山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000
6	740,000
7	864,000

第8条第2項中「100分の170」の次に「と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」を加える。

(富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年富山県条例第3号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	414,000
2	475,000
3	538,000
4	621,000
5	722,000
6	824,000

第5条第2項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	346,000
2	382,000
3	410,000

第6条第2項中「100分の170」の次に「と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」を加える。

第5条 富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例等の一部改正)

第6条 次に掲げる条例の規定中「、「100分の170」を「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」に改める。

- (1) 富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例(昭和36年富山県条例第5号)第1条第3項ただし書
- (2) 富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和35年富山県条例第38号)第5条第2項ただし書
- (3) 富山県監査委員の給与等に関する条例(昭和29年富山県条例第18号)第2条

第2項ただし書

- (4) 富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例（昭和26年富山県条例第31号）第1条第3項ただし書

第7条 次に掲げる条例の規定中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

- (1) 富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例第1条第3項ただし書
- (2) 富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第5条第2項ただし書
- (3) 富山県監査委員の給与等に関する条例第2条第2項ただし書
- (4) 富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例第1条第3項ただし書

（富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第8条 富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年富山県条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表中「249,400円」を「258,100円」に、「370,900円」を「375,900円」に、「345,000円」を「366,200円」に、「839,000円」を「864,000円」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、令和7年3月31日までの間において規則で定める日から施行する。ただし、第2条、第5条及び第7条の規定は、同年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定（富山県一般職の職員等の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第8条の2第1項第1号及び第2号並びに別表第1から別表第5まで及び別表第7の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第3条の規定（富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定、第4条の規定（富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下

「任期付研究員条例」という。) 第5条第1項及び第2項の改正規定に限る。) による改正後の任期付研究員条例の規定及び第8条の規定による改正後の富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(次条において「改正後の会計年度任用職員条例」という。)の規定は令和6年4月1日から、第1条の規定(給与条例第22条第2項各号列記以外の部分及び第3項並びに第23条第2項第1号及び第2号の改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定、第3条の規定(任期付職員条例第8条第2項の改正規定に限る。)による改正後の任期付職員条例の規定、第4条の規定(任期付研究員条例第6条第2項の改正規定に限る。)による改正後の任期付研究員条例の規定並びに第6条の規定による改正後の富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例、富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、富山県監査委員の給与等に関する条例及び富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例(次条において「改正後の知事等給与条例等」という。)の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 第1条の規定による改正後の給与条例、第3条の規定による改正後の任期付職員条例、第4条の規定による改正後の任期付研究員条例、改正後の知事等給与条例等又は改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例、第3条の規定による改正前の任期付職員条例、第4条の規定による改正前の任期付研究員条例、第6条の規定による改正前の富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例、富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、富山県監査委員の給与等に関する条例若しくは富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例又は第8条の規定による改正前の富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例、第3条の規定による改正後の任期付職員条例、第4条の規定による改正後の任期付研究員条例、改正後の知事等給与条例等又は改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号）の一部を改正する条例案新旧対照表（第1条関係）

現行	改正案	備考
<p>第1条、第2条（略）</p> <p>（給料表）</p> <p>第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>(1) 行政職給料表（別表第1）</p> <p>(2) 公安職給料表（別表第2）</p> <p>(3) 教育職給料表（別表第3）</p> <p>ア 教育職給料表(1)</p> <p>イ 教育職給料表(2)</p> <p>(4) 研究職給料表（別表第4）</p> <p>(5) 医療職給料表（別表第5）</p> <p>ア 医療職給料表(1)</p> <p>イ 医療職給料表(2)</p> <p>ウ 医療職給料表(3)</p> <p>2～5（略）</p> <p>第4条～第8条（略）</p> <p>（初任給調整手当）</p> <p>第8条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から20年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から5年以内の期間、採用の日</p>	<p>第1条、第2条（略）</p> <p>（給料表）</p> <p>第3条 同左</p> <p>2～5（略）</p> <p>第4条～第8条（略）</p> <p>（初任給調整手当）</p> <p>第8条の2 同左</p>	

現行	改正案	備考
<p>(第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。この場合において、初任給調整手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、初任給調整手当を受けている職員が人事委員会規則で定める支給要件を欠くに至つた場合においてはその日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて初任給調整手当の支給を終わる。</p> <p>(1) 行政職給料表又は医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額415,600円</p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額51,100円</p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>2、3 (略)</p> <p>第9条～第10条の7 (略)</p> <p>(寒冷地手当)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 寒冷地手当の額は、基準日における別表第7に掲げる職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第12条～第21条 (略)</p>	<p>(1) 行政職給料表又は医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額416,600円</p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額51,600円</p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>2、3 (略)</p> <p>第9条～第10条の7 (略)</p> <p>(寒冷地手当)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 同左</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第12条～第21条 (略)</p>	<p>医療職給料表(1)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から支給額の限度額を増額改定するもの(令和6年4月1日から遡及適用)</p>

現行	改正案	備考
<p>(期末手当) 第22条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に_____100分の122.5 (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第23条第2項及び附則第17項において「特定管理職員」という。)にあつては、100分の102.5) _____を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」 _____とする。</p> <p>4~6 (略)</p> <p>第22条の2、第22条の3 (略)</p> <p>(勤勉手当) 第23条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>	<p>(期末手当) 第22条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5 (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第23条第2項及び附則第17項において「特定管理職員」という。)にあつては、100分の102.5)</u>、<u>12月に支給する場合には100分の127.5 (特定管理職員にあつては、100分の107.5)</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」とする。</p> <p>4~6 (略)</p> <p>第22条の2、第22条の3 (略)</p> <p>(勤勉手当) 第23条 (略)</p> <p>2 同左</p>	<p>期末手当の算出に係る支給割合を引き上げるもの(令和6年12月1日から遡及適用)</p> <p>同上</p>

現行	改正案	備考
<p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第13項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に_____100分の102.5（特定管理職員にあつては、100分の122.5）_____を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に_____100分の48.75（特定管理職員にあつては、100分の58.75）_____を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 （略）</p> <p>第23条の2～第30条 （略）</p> <p>別表第1（第3条関係） 行政職給料表（略）</p> <p>別表第2（第3条関係） 公安職給料表（略）</p> <p>別表第3（第3条関係） 教育職給料表 ア 教育職給料表(1)（略） イ 教育職給料表(2)（略）</p>	<p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第13項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に、<u>6</u>月に支給する場合には100分の102.5（特定管理職員にあつては、100分の122.5）、<u>12</u>月に支給する場合には100分の107.5（特定管理職員にあつては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6</u>月に支給する場合には100分の48.75（特定管理職員にあつては、100分の58.75）、<u>12</u>月に支給する場合には100分の51.25（特定管理職員にあつては、100分の61.25）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 （略）</p> <p>第23条の2～第30条 （略）</p> <p>別表第1（第3条関係） 行政職給料表（略）</p> <p>別表第2（第3条関係） 公安職給料表（略）</p> <p>別表第3（第3条関係） 教育職給料表 ア 教育職給料表(1)（略） イ 教育職給料表(2)（略）</p>	<p>勤勉手当の支給総額の算出に係る支給割合を引き上げるもの（令和6年12月1日から遡及適用）</p> <p>給料表を改定するもの（各給料表は、人事委員会勧告どおりの改正ため、省略。令和6年4月1日から遡及適用）</p>

現行	改正案	備考																								
<p>別表第4（第3条関係）  <u>研究職給料表（略）</u></p> <p>別表第5（第3条関係）  <u>医療職給料表</u>  <u>ア 医療職給料表(1)（略）</u>  <u>イ 医療職給料表(2)（略）</u>  <u>ウ 医療職給料表(3)（略）</u></p> <p>別表第6（略）</p> <p>別表第7（第11条関係）</p> <table border="1" data-bbox="181 834 981 1086"> <thead> <tr> <th colspan="3">世帯等の区分</th> </tr> <tr> <th>世帯主である職員</th> <th colspan="2">その他の職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>扶養親族のある職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）</td> <td>その他の世帯主である職員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>17,800円</td> <td>10,200円</td> <td>7,360円</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第8（略）</p>	世帯等の区分			世帯主である職員	その他の職員		扶養親族のある職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）	その他の世帯主である職員		17,800円	10,200円	7,360円	<p>別表第4（第3条関係）  <u>研究職給料表（略）</u></p> <p>別表第5（第3条関係）  <u>医療職給料表</u>  <u>ア 医療職給料表(1)（略）</u>  <u>イ 医療職給料表(2)（略）</u>  <u>ウ 医療職給料表(3)（略）</u></p> <p>別表第6（略）</p> <p>別表第7（第11条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1025 834 1825 1086"> <thead> <tr> <th colspan="3">世帯等の区分</th> </tr> <tr> <th>世帯主である職員</th> <th colspan="2">その他の職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>扶養親族のある職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）</td> <td>その他の世帯主である職員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>19,800円</td> <td>11,400円</td> <td>8,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第8（略）</p>	世帯等の区分			世帯主である職員	その他の職員		扶養親族のある職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）	その他の世帯主である職員		19,800円	11,400円	8,200円	<p>民間における同種手当の支給額が、公務を11.3%上回っていたことから、寒冷地手当の月額を11.3%引き上げることとした人事院勧告に準じた改定を行うもの（令和6年4月1日から遡及適用）</p>
世帯等の区分																										
世帯主である職員	その他の職員																									
扶養親族のある職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）	その他の世帯主である職員																									
17,800円	10,200円	7,360円																								
世帯等の区分																										
世帯主である職員	その他の職員																									
扶養親族のある職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）	その他の世帯主である職員																									
19,800円	11,400円	8,200円																								

富山県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第2条関係）

現行	改正案	備考
<p>第1条～第21条（略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第22条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第23条第2項及び附則第17項において「特定管理職員」という。）にあつては、<u>100分の102.5</u>）、12月に支給する場合には100分の127.5（特定管理職員にあつては、<u>100分の107.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>3 定年再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の58.75</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の61.25</u>」とする。</p> <p>4～6（略）</p> <p>第22条の2、第22条の3（略）</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第23条（略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合におい</p>	<p>第1条～第21条（略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第22条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第23条第2項及び附則第17項において「特定管理職員」という。）にあつては、<u>100分の105</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>3 定年再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4～6（略）</p> <p>第22条の2、第22条の3（略）</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第23条（略）</p> <p>2 同左</p>	<p>期末手当の算出に係る支給割合を平準化するもの（令和7年4月1日施行）</p> <p>同上</p>

現行	改正案	備考
<p>て、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第13項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の102.5</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の122.5</u>）、<u>12月に支給する場合には100分の107.5</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の127.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の48.75</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の58.75</u>）、<u>12月に支給する場合には100分の51.25</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の61.25</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 （略）</p> <p>第23条の2～第30条 （略）</p> <p>別表第1～別表第8 （略）</p>	<p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第13項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に<u>100分の105</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の125</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の60</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 （略）</p> <p>第23条の2～第30条 （略）</p> <p>別表第1～別表第8 （略）</p>	<p>勤勉手当の支給総額の算出に係る支給割合を平準化するもの（令和7年4月1日施行）</p>

富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年富山県条例第2号）の一部を改正する条例案新旧対照表（第3条関係）

現行	改正案	備考																																				
<p>第1条～第6条（略）</p> <p>（特定任期付職員の給与に関する特例）</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員のうち地方公営企業に勤務する者をいう。以下同じ。）である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="203 547 584 919"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;">380,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;">427,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;">477,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td style="text-align: right;">539,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td style="text-align: right;">615,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td style="text-align: right;">718,000</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td style="text-align: right;">839,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5（略）</p> <p>（特定任期付職員についての給与条例等の適用除外等）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第20条の2第1項及び第2項、第21条第1項並びに第22条第2項の規定の適用については、給与条例第20条の2第1項及び第2項並びに第21条第1項中「職員」とあるのは「職員及び富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年富山県条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第22条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」とする。</p> <p>第9条～第12条（略）</p>	号給	給料月額		円	1	380,000	2	427,000	3	477,000	4	539,000	5	615,000	6	718,000	7	839,000	<p>第1条～第6条（略）</p> <p>（特定任期付職員の給与に関する特例）</p> <p>第7条 同左</p> <table border="1" data-bbox="1050 547 1431 919"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;">392,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;">440,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;">492,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td style="text-align: right;">555,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td style="text-align: right;">634,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td style="text-align: right;">740,000</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td style="text-align: right;">864,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5（略）</p> <p>（特定任期付職員についての給与条例等の適用除外等）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第20条の2第1項及び第2項、第21条第1項並びに第22条第2項の規定の適用については、給与条例第20条の2第1項及び第2項並びに第21条第1項中「職員」とあるのは「職員及び富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年富山県条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第22条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。</p> <p>第9条～第12条（略）</p>	号給	給料月額		円	1	392,000	2	440,000	3	492,000	4	555,000	5	634,000	6	740,000	7	864,000	<p>令和6年4月以降の給料月額を改定するもの（令和6年4月1日から遡及適用）</p> <p>期末手当の支給月数を引き上げるもの（令和6年12月1日から遡及適用）</p>
号給	給料月額																																					
	円																																					
1	380,000																																					
2	427,000																																					
3	477,000																																					
4	539,000																																					
5	615,000																																					
6	718,000																																					
7	839,000																																					
号給	給料月額																																					
	円																																					
1	392,000																																					
2	440,000																																					
3	492,000																																					
4	555,000																																					
5	634,000																																					
6	740,000																																					
7	864,000																																					

富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年富山県条例第3号）の一部を改正する条例案新旧対照表（第4条関係）

現行	改正案	備考																																																				
<p>第1条～第4条（略）</p> <p>（給与に関する特例）</p> <p>第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="203 424 584 756"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;">402,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;">461,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;">522,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td style="text-align: right;">603,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td style="text-align: right;">701,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td style="text-align: right;">800,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="203 836 584 1046"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;">336,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;">371,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;">398,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～6（略）</p> <p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第20条の2第1項及び第2項、第21条第1項並びに第22条第2項の規定の適用については、給与条例第20条の2第1項及び第2項並びに第21条第1項中「職員」とあるのは「職員及び富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年富山県条例第3号）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第22条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」</p>	号給	給料月額		円	1	402,000	2	461,000	3	522,000	4	603,000	5	701,000	6	800,000	号給	給料月額		円	1	336,000	2	371,000	3	398,000	<p>第1条～第4条（略）</p> <p>（給与に関する特例）</p> <p>第5条 同左</p> <table border="1" data-bbox="1050 424 1431 756"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;">414,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;">475,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;">538,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td style="text-align: right;">621,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td style="text-align: right;">722,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td style="text-align: right;">824,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 同左</p> <table border="1" data-bbox="1050 836 1431 1046"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;">346,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;">382,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;">410,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～6（略）</p> <p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第20条の2第1項及び第2項、第21条第1項並びに第22条第2項の規定の適用については、給与条例第20条の2第1項及び第2項並びに第21条第1項中「職員」とあるのは「職員及び富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年富山県条例第3号）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第22条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」</p>	号給	給料月額		円	1	414,000	2	475,000	3	538,000	4	621,000	5	722,000	6	824,000	号給	給料月額		円	1	346,000	2	382,000	3	410,000	<p>備考</p> <p>令和6年4月以降の給料月額を改定するもの（令和6年4月1日から遡及適用）</p> <p>同上</p> <p>期末手当の支給月</p>
号給	給料月額																																																					
	円																																																					
1	402,000																																																					
2	461,000																																																					
3	522,000																																																					
4	603,000																																																					
5	701,000																																																					
6	800,000																																																					
号給	給料月額																																																					
	円																																																					
1	336,000																																																					
2	371,000																																																					
3	398,000																																																					
号給	給料月額																																																					
	円																																																					
1	414,000																																																					
2	475,000																																																					
3	538,000																																																					
4	621,000																																																					
5	722,000																																																					
6	824,000																																																					
号給	給料月額																																																					
	円																																																					
1	346,000																																																					
2	382,000																																																					
3	410,000																																																					

現行	改正案	備考
<p>_____とする。</p> <p>第7条、第8条 (略)</p>	<p>とあるのは「100分の175」とする。</p> <p>第7条、第8条 (略)</p>	<p>数を引き上げるもの（令和6年12月1日から遡及適用）</p>

富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第5条関係）

現行	改正案	備考
<p>第1条～第5条（略）</p> <p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第20条の2第1項及び第2項、第21条第1項並びに第22条第2項の規定の適用については、給与条例第20条の2第1項及び第2項並びに第21条第1項中「職員」とあるのは「職員及び富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年富山県条例第3号）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第22条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>第7条、第8条（略）</p>	<p>第1条～第5条（略）</p> <p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第20条の2第1項及び第2項、第21条第1項並びに第22条第2項の規定の適用については、給与条例第20条の2第1項及び第2項並びに第21条第1項中「職員」とあるのは「職員及び富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年富山県条例第3号）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第22条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。</p> <p>第7条、第8条（略）</p>	<p>期末手当の支給月数を平準化するもの（令和7年4月1日施行）</p>

富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例（昭和36年富山県条例第5号）の一部を改正する条例案新旧対照表（第6条関係）

現行	改正案	備考
<p>(給料等)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定により支給される給料以外の給与のうち、期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第22条第2項中「100分の122.5」とあるのは、「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>第2条、第3条 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	<p>(給料等)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定により支給される給料以外の給与のうち、期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第22条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、「100分の127.5」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>第2条、第3条 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	<p>期末手当の支給月数を引き上げるもの（令和6年12月1日から遡及適用）</p>

富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和35年富山県条例第38号）の一部を改正する条例案新旧対照表（第6条関係）

現行	改正案	備考
<p>第1条～第4条（略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 前項の規定により支給される期末手当の額は、議員報酬月額及び議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第22条第2項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の170」とする。</p> <p>3（略）</p> <p>第6条（略）</p> <p>別表第1～別表第3（略）</p>	<p>第1条～第4条（略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 前項の規定により支給される期末手当の額は、議員報酬月額及び議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第22条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。</p> <p>3（略）</p> <p>第6条（略）</p> <p>別表第1～別表第3（略）</p>	<p>期末手当の支給月数を引き上げるもの（令和6年12月1日から遡及適用）</p>

富山県監査委員の給与等に関する条例（昭和29年富山県条例第18号）の一部を改正する条例案新旧対照表（第6条関係）

現行	改正案	備考
<p>第1条（略）</p> <p>（その他の給与）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項の規定により支給される給料以外の給与のうち、期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第22条第2項中「100分の122.5」とあるのは、「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>第3条（略）</p> <p>別表（略）</p>	<p>第1条（略）</p> <p>（その他の給与）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項の規定により支給される給料以外の給与のうち、期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第22条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>第3条（略）</p> <p>別表（略）</p>	<p>期末手当の支給月数を引き上げるもの（令和6年12月1日から遡及適用）</p>

富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例（昭和26年富山県条例第31号）の一部を改正する条例案新旧対照表（第6条関係）

現行	改正案	備考
<p>第1条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の規定により支給される給料以外の給与のうち、期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第22条第2項中「100分の122.5」とあるのは、「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>第2条、第3条（略）</p> <p>別表（略）</p>	<p>第1条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の規定により支給される給料以外の給与のうち、期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第22条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、「100分の127.5」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>第2条、第3条（略）</p> <p>別表（略）</p>	<p>期末手当の支給月数を引き上げるもの（令和6年12月1日から遡及適用）</p>

富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第7条関係）

現行	改正案	備考
<p>(給料等)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定により支給される給料以外の給与のうち、期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第22条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>第2条、第3条 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	<p>(給料等)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定により支給される給料以外の給与のうち、期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第22条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とする。</p> <p>第2条、第3条 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	<p>期末手当の支給月数を平準化するもの（令和7年4月1日施行）</p>

富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第7条関係）

現行	改正案	備考
<p>第1条～第4条（略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 前項の規定により支給される期末手当の額は、議員報酬月額及び議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第22条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>3（略）</p> <p>第6条（略）</p> <p>別表第1～別表第3（略）</p>	<p>第1条～第4条（略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 前項の規定により支給される期末手当の額は、議員報酬月額及び議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第22条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とする。</p> <p>3（略）</p> <p>第6条（略）</p> <p>別表第1～別表第3（略）</p>	<p>期末手当の支給月数を平準化するもの（令和7年4月1日施行）</p>

富山県監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第7条関係）

現行	改正案	備考
<p>第1条（略）</p> <p>（その他の給与）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項の規定により支給される給料以外の給与のうち、期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第22条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>第3条（略）</p> <p>別表（略）</p>	<p>第1条（略）</p> <p>（その他の給与）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項の規定により支給される給料以外の給与のうち、期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第22条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とする。</p> <p>第3条（略）</p> <p>別表（略）</p>	<p>期末手当の支給月数を平準化するもの（令和7年4月1日施行）</p>

富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第7条関係）

現行	改正案	備考
<p>第1条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の規定により支給される給料以外の給与のうち、期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第22条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>第2条、第3条（略）</p> <p>別表（略）</p>	<p>第1条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の規定により支給される給料以外の給与のうち、期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第22条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とする。</p> <p>第2条、第3条（略）</p> <p>別表（略）</p>	<p>期末手当の支給月数を平準化するもの（令和7年4月1日施行）</p>

富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年富山県条例第31号）の一部を改正する条例案新旧対照表（第8条関係）

現行	改正案	備考																				
<p>第1条～第7条（略）</p> <p>（第2号会計年度任用職員の給料等）</p> <p>第8条 第2号会計年度任用職員の給料は、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に掲げる金額の範囲内において、人事委員会規則で定める基準に従い、任命権者が定める。</p> <p>2、3（略）</p> <p>第9条、第10条（略）</p> <p>別表（第8条関係）</p> <table border="1" data-bbox="197 651 1010 863"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政職</td> <td>249,400円</td> </tr> <tr> <td>教育職</td> <td>370,900円</td> </tr> <tr> <td>医療職</td> <td>345,000円</td> </tr> <tr> <td>高度専門職</td> <td>839,000円</td> </tr> </tbody> </table>	職種	金額	行政職	249,400円	教育職	370,900円	医療職	345,000円	高度専門職	839,000円	<p>第1条～第7条（略）</p> <p>（第2号会計年度任用職員の給料等）</p> <p>第8条 同左</p> <p>2、3（略）</p> <p>第9条、第10条（略）</p> <p>別表（第8条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1041 651 1861 863"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政職</td> <td>258,100円</td> </tr> <tr> <td>教育職</td> <td>375,900円</td> </tr> <tr> <td>医療職</td> <td>366,200円</td> </tr> <tr> <td>高度専門職</td> <td>864,000円</td> </tr> </tbody> </table>	職種	金額	行政職	258,100円	教育職	375,900円	医療職	366,200円	高度専門職	864,000円	<p>金額の根拠としている富山県一般職の職員等の給与に関する条例別表及び富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項の表の給料表の改定に伴う改定（令和6年4月1日遡及適用）</p>
職種	金額																					
行政職	249,400円																					
教育職	370,900円																					
医療職	345,000円																					
高度専門職	839,000円																					
職種	金額																					
行政職	258,100円																					
教育職	375,900円																					
医療職	366,200円																					
高度専門職	864,000円																					